

分配から承認、そして再度統合へ：紛争解決プロセスの重層性について

小林, 久子
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/7599>

出版情報：法政研究. 72 (4), pp.1-30, 2006-03-23. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



分配から承認、そして再度統合へ…紛争解決プロセスの重層性について

小林 久子

- 一 はじめに
- 二 紛争構造の重層性と紛争理論
- 三 統合理論と協調と競争の理論
- 四 関係理論と承認理論
- 五 分配から承認、そして再度統合へ
- 六 終わりに

一 はじめに

「紛争」は新しい学問分野である。その本格的な解明を目指し、社会科学的アプローチが取られるようになったのは、米国においては約五〇年ほど前、日本でもそれほど遠い過去のことではない。そのため未解決の論点が目立つ分野でもある。そのひとつとして紛争理論とその実践的応用に関する事柄があげられる。現在、紛争関連理論としては、その発生プロセスを説明する協調と競争の理論、解決方法を論じる交換理論、統合理論、関係理論という四理論が認められている。だがそれらの特性と応用形態、相互の関連性などについては、いまだ統一的な理解は得られていない。加えて、関係理論の中核を成す承認の概念が未確立のままである。承認論については米国の実情も日本と大差はないようで、文献を読んでもそれに関する明確な記述に行き着くことはまずない。現在紛争分野で展開されている議論は、承認の周辺的事項に関するものがほとんどであり、要するに紛争解決の過程において承認が果たす役割、つまり、何故、納得や説得や理解や同情ではなく承認なのかという、最も根源的な問いが曖昧なまま残されているのである。

そこで、これらの問題について私なりの検討を試みることにした。それが本論執筆の目的といえるのだが、その手順として、まず初めに交換理論を包摂する「統合理論」、社会心理学の理論である「協調と競争の理論」、そして関係理論に連動する「承認論」について個別に検討し、各理論の特徴と役割を明らかにする。続いて交換理論と関係理論の応用形態について私見を述べていくという形を取ることにしたい。なお、交換理論に関しては、すでに以前の論考においてかなり詳しく述べているため、ここでは省かせていただくことにする。

二 紛争構造の重層性と紛争理論

米国式同席調停の準拠理論には、交換理論と関係理論という二つのパラダイムがある。交換理論に基づいた話し合いは、いわゆる「問題解決型」といえ、それは、市場で物品を売り買いするように、当事者同士が、要求、謝罪、弁償から、お礼、感謝、将来の約束まで、要するに何らかの基準によってそれらの価値が測定され、相手方が受け取りを承認するものであればほとんどすべてのものを、可視的不可視的に関わらず、やり取りすることを意味する。その根底には、どちらかが「損をした」「得をした」という意識、つまり、分配に対する当事者（そして多分調停人）の不公平感が存在し、それがもたらす解決は物質的にも感情的にも損得勘定の帳尻を合わせたような形になる。話し合われる事柄も紛争の表面的現象に関わるものが多く、法的権利や義務も交換可能な対象とみなされ、訴訟は交換による解決方法のひとつと考えられている。一方、関係理論に立脚した話し合いでは、当然ではあるが、当事者間の関係改善に主眼が置かれ、双方は調停人にアシストされながら己をエンパワーし、傷ついた共存形態の修復を図っていく。このとき重要視されるのは、分配の公正さよりも、当事者それぞれの相手方に対する寛容の度合い、克己心の強さ、和解策が内包する道徳性の高さなど、どちらかといえば心理的満足感、つまり、手続き的正義に近い事柄である。交換理論では具体的解決策を得ることが目的視されるのに対し、関係理論では、解決とは当事者の関係性が改善された後に生じる二次的現象と目されている。

以上は交換理論と関係理論の簡単な比較だが、これだけでも両者の違いはかなり根源的なものであることがわかる。現在、米国の調停界はどちらを信奉するべきかで二分されているように見えるが、それでは調停の実施において調停人は必ずどちらかの理論を選び、それに準ずる形でのみ話し合いを進行させるべきであろうかと問われると、それはそう

でもない。実際、現場ではかなり多くの調停人がそうと意識せずに二理論を併用していると思われるのだが、その理由は、他でもない紛争解決という作業そのものが、そのような併用を必要としているからである。紛争とは、何らかの原因によって当事者の一方あるいは双方が、己の利益、安全、幸福が侵された、あるいは侵されそうな危険を察知し、それに対する対抗処置をとることをきっかけに生じる対立状態といえ、その收拾は交換によって利害を調整することでもたらされる。この点から、交換理論は調停が紛争解決という目的で実施される以上どうしても依拠しなければならない理論であり、理屈からいえば、そのような調整だけで十分解決できるはずである。³⁾それがうまくいかないのは、当事者が心理的に傷ついているからで、そこに関係理論の必要性が存在する。実際、当事者のなかには、感情的なしこりのため相手の顔を見ることができないという人もいる。だが、しこりが除去されても利害の調整がなされていなければ、やはり完全に解決したとはいえない。紛争とは実際面と感情面、過去と未来、可視的部分と不可視的部分が複雑に絡み合った重層構造をなしており、それを解決するためには重なり合う紛争要因がすべて過不足なく手当てされていることが大切なのである。良い解決とはそのような過程を経て生まれてくるものと考えられる。

そこで提案したいのが、調停現場における交換理論と関係理論の併用である。もちろん、その実践は、それを提案するほど容易ではないだろう。調停のスキルとはそれぞれの調停理論を土台に構築されており、交換理論と関係理論では話し合いの進め方がかなり異なっている。そのため、どうしても、交換理論を生かすためには関係理論を、関係理論を生かすためには交換理論を犠牲にしなければならないという技術的問題を伴う。だが、少し距離を置いてみると、そのような問題は決して克服不可能ではないことが分かってくる。そもそも二理論が比較されるようになったのは、関係理論に則ったトランスフォーメティブという調停スタイルが、一九九四年に米国で紹介されたからであり、それまでの調停はすべて交換理論に基づいて実践されていたのである。トランスフォーメティブ出現の結果、解決に関する理論が二

種類存在するようになり、スキルの使い分けが始まった。従って、今後この二つが統合されないと考える理由は全くないのだ。フェミニストの論客であるナンシー・フレイザーは、社会的正義の確立には再分配と承認の両方が配慮されなければならぬと論じているが、彼女の主張はそのまま紛争解決にも当てはまる。紛争解決の二理論がそれぞれ「分配の調整」と「しこりの除去」という水と油ほども異質な目的を持っているという事実は、一見、その併用を難しくしているように見える。が、実はそれは容易さでもある。同目的を持つ方法よりも異なった目的を持つ方法を組み合わせる方が実行し易く、その効果も大きいはずだ。感情的側面で弱い交換理論と解決的側面で弱い関係理論は、併用されてこそその真価を発揮することができるとも考えられる。本論の考察はこのような仮説に従って進められるのだが、便宜上、交換理論と関係理論の併用に関する検討は最後に回すこととして、次章では、紛争関連の理論について順次解説を行っていく。

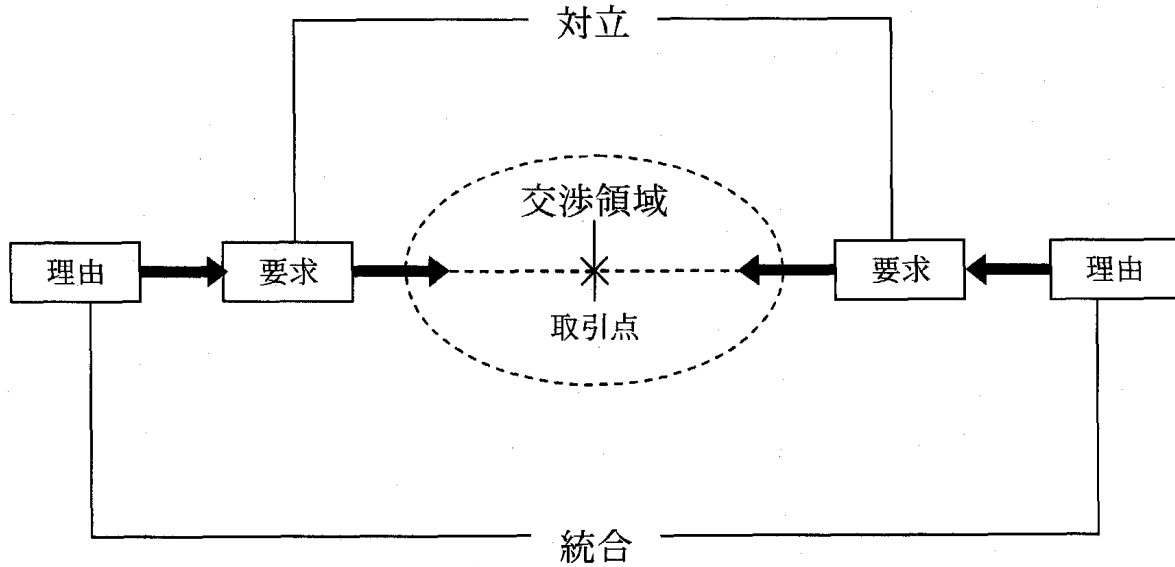
三 統合理論と協調と競争の理論

いうまでもなく、分配の不正を交換によって是正し、それによって紛争を解決するという考え方は決して新しいものではない。しかし、それが紛争解決の手段として鮮明に意識されるようになるのは、一九世紀後半以後、つまり、マルクスの社会主義運動などの展開を通じて、分配の問題が社会問題として注目されるようになってからのことと思われる。そのためか、初期の紛争研究者のなかには経済学者が多かった。なかでも貴重な足跡を残したのが、経営学の祖と目されているメアリー・パーカー・フォレットである。彼女は、すでに一九一〇年代、労使紛争を円満解決するための方策として「統合」という考え方を提唱しているのだが、それこそ、現代調停の真髄であるウイン・ウイン・リゾリューションの先駆けとなった概念なのである。

フォレットは、当事者がいたずらに自己主張や要求を繰り返しても話し合いは進展しない、肝心なことはそのような主張や要求をする理由をさらけ出し、それらをどのように統合するべきかについて一緒に思案することであると論じた。⁽⁵⁾ 図一からも明らかのように、この理論は一見単純である。しかし、彼女の記述の妙味は奥深い思索をわかり易い言葉で表現したことにあり、特に、交換において当事者の注意を可視的部分（相手に対する要求であり、紛争の現象を指す）から不可視的部分（そのような要求をする理由を意味する）にシフトさせ、それらを統合することによって、必ずしも交換に基づかない新しい解決策を模索するという発案は、交換に内包される致命的欠点、換言すれば、当事者が同じものを求めたとき交換は成立し難くなる、を解消することができ、以後の紛争研究に大きなインパクトを与えたのである。

図一には、統合形態と交換形態が一緒に表されている。その狙いは、再分配を目的とする交換理論と欲求を合わせることを目的とする統合理論の違いを明確に示すことである。交換の基本的形態とは、図一に示されているように、当事者双方が交換のために差し出せるものの数を増加し、それによって交換領域を拡大し、交換成立の可能性を高めるという方法である。いうまでもなく、そのような話し合いを取り持つのは調停人である。フォレットは、その論文「建設的対立」のなかで、対立は良し悪しではなく相違である、相違は避けることのできないものだが、それを利用することはできると述べている。⁽⁶⁾ さらに、紛争解決の方法として、「抑圧」「妥協」「統合」をあげ、⁽⁷⁾ 「抑圧」はその強制的な性質から相手方の反感を生み、「妥協」は双方に不満感を残すといい、どちらも再発の危険性を孕む方法として退けている。一方「統合」に関しては、「二つの異なった相対立する欲望が統合されるわけであり、いずれの側も欲望が満たされ、いずれの側も何一つ犠牲にする必要のない解決方法である」⁽⁸⁾ と述べている。交換による解決では、それが公正のための再分配であっても、結果として一方が現状よりもマイナスになることを含んでいる。しかし、統合は双方が満足できる全く新しい解決策を一緒に模索するという点で、交換の概念的枠組みから大きく一歩踏み出しているのである。

図一 交換と統合



統合理論に続いて、紛争研究に形容不可能なほど大きなインパクトを与えたのはモートン・ドイッチの「協調と競争の理論」である。社会心理学者であるドイッチは、フォレット同様、紛争を単なる可視的現象として捉えることはしなかった。図二に示されているように、彼は紛争を、「基本的」には、(1)当事者間の関係性の基本的特徴と(2)その特徴に触発された当事者の行為タイプが重なり合った結果、(3)対立意識が確定し、敵対行動が表出した現象であることを突き止めた。⁽⁹⁾「基本的」には、と但し書きをつけたのは、当事者の行為タイプ、つまり当事者が一定の状況においてどのような行動を適当と判断し実行するかは、当事者双方が持つ関係性の基本的特徴から発生しながらも、その当事者を取り巻く社会、職場、学校、家庭環境が内包する習慣や価値観に強く影響されるからである。行為者だけでなく、受け手がその行為をどう判断するかという点も同様の習慣や価値観に影響されるのだが、そのように当事者の行為タイプとそれに影響を与える外的要因との関連性は「社会的関係原則」呼ばれ、協調と競争の理論とは区別されている。

協調と競争の理論において主体間関係の基本的特徴は、さらに目標の相互依存と志向性という二要素に分かれる。志向性とは相手に対する生理的な好き嫌いの感情を意味するが、調停人にとって重要なのは志向性

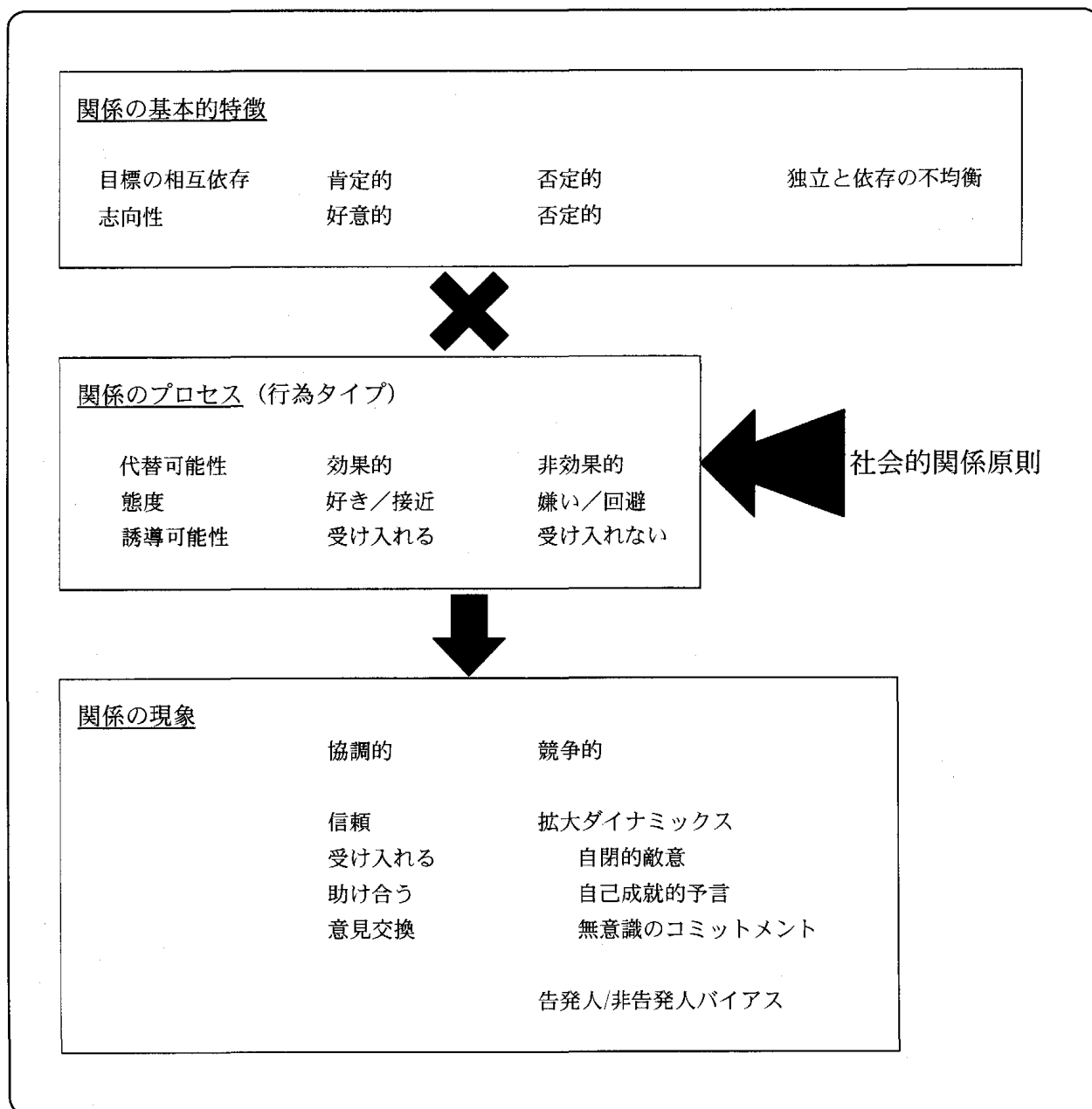
ではなく目標の相互依存の方である。何故なら、目標の相互依存とは当事者が共有する達成目標、あるいは当事者二人を関係付ける要素を意味し、そのあり方は当事者を親密にもすれば敵対的にもするからである。例えば、マイホーム購入のために共働きで頑張る夫婦の関係性は「マイホーム購入という目標」によって肯定的に相互依存しており、従ってマイホームに関する争いは起こらないと考えられる。反対に、夫がマイホームを欲し、妻がそんなお金があれば海外旅行に行きたいと願っている夫婦は、否定的に相互依存していることになり、真正面からの夫婦喧嘩が予測される。問題は、肯定的に相互依存していながら、目標達成のための時期や方法で意見が異なる、例えば、マイホームは子供が成人した後にと考える夫に対し、妻は子供が小さいうちがいいと思っている夫婦のような依存関係である。このように、総論では肯定的に相互依存しているにも拘わらず、各論で否定的に相互依存しているというような矛盾した関係性は、我々の生活において実に数多く存在する。その場合、当事者たちはする必要のない争いをするといえ、そのとき調停人がその点を見抜けるか否かは話し合いの進行を大きく左右するのである。

関係の基本的特徴は、我々が実生活で他者と交流するとき、その交わり方や行為の性質を決定する。換言すれば、主体はある特定の他者に対し、その基本的特徴に合致したような行為や態度をとるということだが、この点から、基本的特徴が静的であるのに対し、行為タイプは動的であるということが出来る。ドイツは主体の行為タイプは流動的であるだけでなく拡大性向も持つことを突き止め、その点を明確に伝えるために、それらをまとめて関係のプロセスと呼んだ。先ほどの夫婦を例に使えば、目的が肯定的に相互依存している夫婦は、残業してマイホーム資金を貯める妻に代わって夫が夕食を用意する（代替可能性）、夫が料理し易いように妻が前もって献立を立てる（誘導可能性）、さらに、献立について話し合うために会話する機会が増える（態度）、という具合に、行為タイプにおいてもその協調性が増長拡大されるような行為をとる。このような夫婦は、さらに確定された関係の特徴を踏襲する形で同質の行為タイプを繰

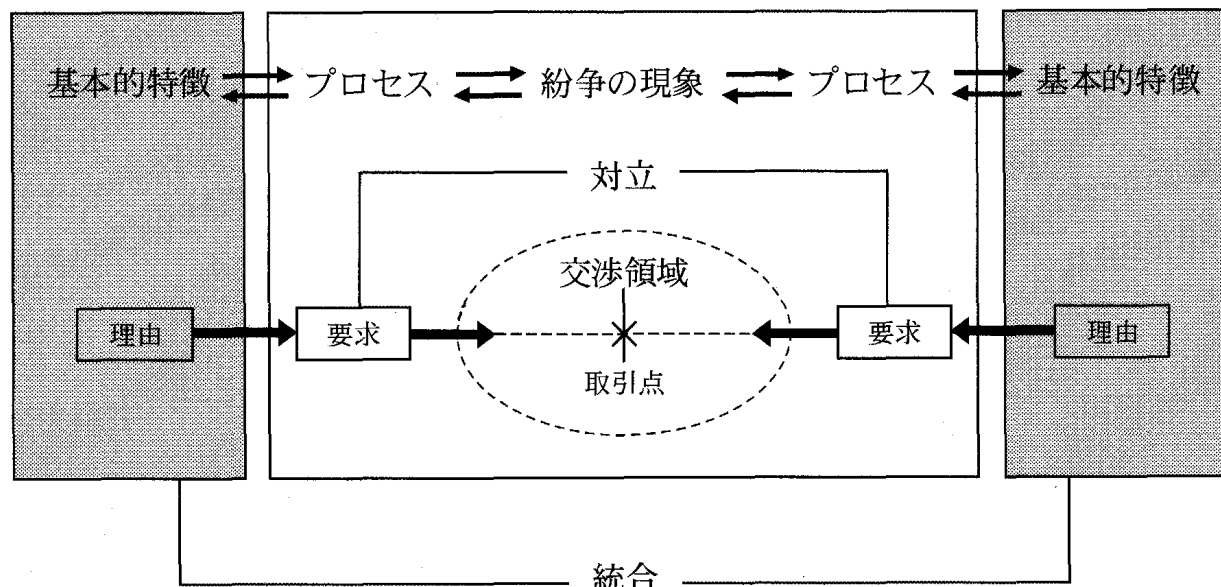
り返し、もしそれが協調的ではなく競争的である場合には、最終的に、自閉的敵意、自己成就的予言、無意識のコミットメントと呼ばれるような攻撃と自己防衛を意図する明確な敵対行為の表出に行き着くのである。

協調と競争の理論は、(i)主体間関係の基本的特徴は協調的と競争的という二種類に分かれること、(ii)紛争の発生源は競争的な基本的特徴であること、(iii)基本的特徴は当事者の行為タイプを決定すること、(iv)特定の行為タイプは主体間で反復され、拡大されること、その結果、(v)基本的特徴が協調的な場合は親密さが増し、競争的な場合は紛争が発生するという事実を説明する。だが、当事者の行為タイプが流動的であり、拡大性向を秘めているという事実は、紛争研究において実に貴重なヒント、つまり、拡大性向とは縮小性向と読み替えられる、をもたらした。要するに、否定的関係性が現実の紛争に拡大するか、あるいは縮小するかは当事者がとる行為タイプに左右されると考えられ、その帰結として、(a)もしある人が、関係の基本的特徴を学んだなら、その人は行為者の行為タイプが協調的傾向、あるいは競争的傾向をおびるか予測することができる、(b)さらにその人が行為タイプを協調的か競争的かと識別する知識を得たなら、その人はその知識を利用して今度は競争的状态を協調的に変えることができるはずだという仮説が成立したのである。⁽¹⁰⁾そこで問題になるのが、競争から協調への変化をもたらすための手段である。それは「言い換え」というコミュニケーション技法であることがわかった。話し手の意図は使われる言葉や表現方法によって受け取られ方が変わる。それは心理学用語で「フレイミング効果」と呼ばれているが、調停の「言い換え」とはそれを利用した技法なのである。以上述べたことをまとめると、関係の基本的特徴と行為タイプに関する十分な知識を有する人は、言い換えのスキルを使って当事者の関係性を競争的から協調的なものに変えることができる、と帰結される。こうして、ドイツによって初めて、法律学とはパラダイムを異にする紛争解決の具体的な道筋が明らかにされたのである。

図二 協調と競争の理論



図三 交換・統合・協調と競争の理論



(ウィン・ウィン・リゾリューション)

統合理論と協調と競争の理論のエッセンスは多くの研究者や調停人によって具体化が試みられ、やがてウィン・ウィン・リゾリューションという言葉に収斂され、実践されるようになった。統合は対立を消滅させるとフォレットは言ったが、ウィン・ウィン・リゾリューションとは、まさに、調停人が当事者のニーズを統合することによって、その相互依存関係を競争から協調へと方向転換させる方法なのである。それは紛争構造のリフレーム（再構築）とも呼ばれている。これまでの検討で明らかになったように、統合理論と協調と競争の理論は、いずれも交換理論を念頭に構築されている。しかしながら、双方とも交換理論の概念的枠組みを大きく突き抜けており、この点から、この二理論が分配の再調整だけでなく、その他、幅広い応用の可能性を備えた理論であるということがわかる。図三はその事実を表している。

四 関係理論と承認理論

関係理論に基づいた調停はトランスフォーメティブ型調停と呼ばれている。その意味は変容、つまり、当事者が話し合いを通じて自己変革することである。トランスフォーメティブ理論の用語

法を使ってそれを言い換えると、個人的あるいは組織的世界観を持つ当事者が関係的世界観を抱くようになる、ということである。⁽¹²⁾「変容」という言葉が示唆するように、トランスフォーメタイプの話し合いでは紛争の不可視的部分に焦点が置かれている。トランスフォーメタイプ理論では人間の考え方やものの見方を、大きく個人的世界観、組織的世界観、関係的世界観の三種類に分類し、個人の行動はその人が持つ世界観によって決定され则认为。つまり、個人的世界観を抱く人は、自分自身を最重要視し、その欲求を満たすために考えかつ行動する。一方、組織的世界観を持つ人は、自制心が強く、他者と問題を起こすことは少ないものの自尊心に欠け、自虐的な性向を示すという具合である。要するに、個人的・組織的世界観とは人間の行動性向の両極端を示しており、その中間に位置しているのが関係的世界観といえ、それは、自立した個人が、他者の自由と独立を尊重しつつ、バランスの取れた相互関係を築く世界観であるといえることができる。

トランスフォーメタイプ型調停における変容は、「エンパワメント」と「承認」を媒介に実現される。エンパワメントについてバルーク・ブッシュは「当事者が裁判所や諸々の相談所などを頼らなくても自分で問題解決ができることに気がつく」⁽¹³⁾ことと説明している。これをもう少し具体的に表現すると、当事者が冷静さや落ち着きを取り戻し、自分の希望や要求を正確に相手に伝えられ、相手の主張を聞けるようになることといえるが、そこに存在する価値観とは当事者の自立と自己解決である。承認とエンパワメントは相互連動するのだが、承認とは、事実の誤認や誤解、相手に対する否定的イメージが当事者の心中から取り除かれることと考えられ、その延長にあるのは、言うまでもなく関係性の改善である。ブッシュは、「苦い対立状態の最中に、自閉的孤立を回避し、人間として通じ合えるものがあるという事実を再発見する」⁽¹⁴⁾ことと述べている。調停において、承認は完全かつ十分な形で起こる必要はないが、その全くの不在は和解の不成立、たとえ成立しても再発の可能性を孕んだ危険な和解であることを暗示する。承認とは、トランスフォー

マティプ型調停においてかくも重要な役割を課されているのだが、だとすれば、それではなぜ承認は関係改善に役立つのか、という看過できない疑問が浮かんでくる。実際問題として、誤解や誤認の解消が常に関係改善を導き出すとは限らず、誤解が解消した分、当事者の怒りが増したという不幸は現場では数限りなく起こっている。「だからトランスフォーマティブは難しい」といわれる所以だが、ここで「承認は関係を改善する」と言い切るためには、承認が関係改善を引き出す特性を備えているということが説明されなければならない。アクセル・ホネットは、その著書『承認をめぐる闘争』⁽¹⁵⁾で、人間関係、特に敵対的関係性における承認の役割に着目し、その包括的理論化を試みた学者はヘーゲルであると述べている。同様の意見は高田純によっても述べられている。⁽¹⁶⁾そこで、本章でも、ホネットが解説するヘーゲルの承認論を頼りに、高田の記述も参考にしつつ、承認は関係改善を引き出す特性を備えているかという疑問に対する答を得るため、私なりに検討を試みることにする。⁽¹⁷⁾

承認が関係改善に役立つのは、ひとつには承認とは本来人倫を基盤にした営為であるということ、⁽¹⁸⁾ 加えて承認は主体間の相互プロセスである、という二つの事実によると考えられる。ホネットによれば、ヘーゲルの承認論は、人は他者と交わり、他者の眼に写った自分を知ることによって自己を認識し確立するという間主観論を基軸に展開される。その例として、幼児は両親から可愛がられることによって、自分がその二人の分身であることを理解することができるという心理学的事実があげられる。『承認をめぐる闘争』においてホネットは、ヘーゲルではなくジョージ・ハーバード・ミードの社会心理学理論に基づいてこの点を論じているのだが、ここで重要なのは、子どもが親から子どもとして認められることが自我確立の前提であり、子どもが自然発生的に親を親と認めるわけではないという点である。我々、成人に関しても同じことがいえ、主体は他者の眼を通じて、つまり、他者の眼に写った自己イメージを己の心中で自己対象化するという営為を通じて初めて自己発見することができ、自己アイデンティティを形成していくことができるのである。

る。それでは、もし、ある個人が、他者から唾棄すべき人間だと軽蔑されていると感じた場合はどうか。高田は、ヘーゲルはこのような否定的な意識で相手の存在を認めることを「認識」と呼び、承認と明確に区別していると述べている。⁽¹⁹⁾つまり、ヘーゲルによると、とホネットは説明するのだが、承認とはそれ自体相手を尊重する意識・姿勢を含んでおり、そうでなければ相手はその主体による承認を受け入れず、それは相手を否定的に認める非承認、あるいは高田のいう「認識」の状態といえ、敵対的とも呼べる関係性を意味することになる。ここで我々紛争研究者にとって見逃せない論点がひとつ、つまり承認論においてヘーゲルは、主体間関係とは本質的には対立的であり、そのような対立的関係性こそ承認の必要性を主体に意識させる源泉であると考えている、という事実が浮かび上がってくる。⁽²⁰⁾実際、主体はその成長とともに新たな環境に入り、新たな他者と巡り会う。しかし、知り合ったばかりの他者とはいまだ承認は未成立であり、他者はその主体を胡散臭いやつと思いい、主体はそう思われていることを意識する。それは不安と危険に満ちた関係であり、そこから逃れるために主体は他者との関係性の樹立を求め、承認のための運動を開始すると、ヘーゲルの承認論は論じているのである。

このように、承認とは、単に他者の存在を感覚的に認識することではなく、主体が意識的にその他者を家族、友人、同僚、同胞として、その個性、知力、能力も含めて受け入れることを意味する言葉である。しかし、子どもの例でも述べたように、他者を承認するためには、その前提として主体はその他者から承認されているということを知覚する必要がある。だからこそ承認とは相互プロセスであるということができるのだが、同時にそれは己の自己中心性について主体に気づかせ、相手から承認されるために、利己心を制御し、人間性を高め、徳を磨くといった努力を主体に促すプロセスでもある。相手方にそのような変化が起こったことに気がつく、その主体自身も同様な努力を開始する。ホネットは、「ふたりの個体は、そのつど相手が媒介となって自分の自己活動性が確証されることに気づいてはじめて、互い

に補いあいながら、自律的に行為する個体化された自我としての自己理解に達することができると書いている。⁽²¹⁾ 承認にはこのような相乗作用があり、ゆえに承認を基盤とする主体間関係もただ人倫的なだけでなく、それによって主体同士がお互いの人間性を高め合うという拡大効果を秘めたものとして理論化されるのである。しかもそのような努力は一回性のものではなく、主体間で連続して反復され、さらに、主体は生ある限り承認の運動を複数の他者と何度でも繰り返すのである。

だが、調停における関係改善の説明として以上は少々単純すぎる。そもそも調停に来る当事者がはじめから承認関係を樹立しているということはありえず、本来論じられるべきは、承認の成立が主体間関係の改善に役立つかどうかではなく、そのひとつ手前の段階、すなわち主体が他者から唾棄すべき人間だと軽蔑されていると感じた場合、換言すれば、非承認の状態にいる当事者が承認へと導かれる、そのようなプロセスについてなのである。ホネットは、非承認状態を意味する表現として「尊重の欠如」を用いながら、主体は他者から尊重されていないと感じたとき、「自分を自己価値と認める感情がある種の仕方で低下する」⁽²²⁾と書いている。しかしながら、ヘーゲルは敵対的関係を承認の源泉とは認めているが、敵対的関係性そのものに主眼を置いて承認を論じてはいない。そのためここでは再度トランスフォーメティブ型調停に立ち戻り、「尊重の欠如」状態についてももう少し詳しく述べていくことが必要になってくる。

トランスフォーメティブ理論でも、対立関係あるいは非承認の状態にいる主体は、自分という人間が特定の他者から否定的に見られていることを意識し、それが原因で否定的な自己イメージを抱いてしまうと考える。そのような否定的自己イメージは、主体自身を戸惑わせ、自信喪失と不安に陥れる。心中の動揺を周囲に悟られることを恐れた主体は、虚勢を張り、声を荒げ、攻撃的に振舞う。その他者と何らかの利害関係があればなおさらで、その人を責め、暴力をふ

るい、侮辱する。そうして主体はその他者とますます深い対立関係に落ち込んでいくのだが、主体がそこから抜け出すためには、まず、自己蔑視を止め、自己肯定し、自尊心を持つことが必要である。そのためには主体はエンパワーされなければならない、エンパワーされるためには相手から承認されることが必要である。何故なら、繰り返しになるが、主体は、相手が自分をそれほど悪い人間とは思っていないことを知ったとき、安堵し、自分を肯定し、自尊心を持つことができるからである。このようにして、対立という非承認状態を起点として、不安と自己蔑視、エンパワーと承認、自己肯定、そして新たな人倫的関係の樹立という紛争解決の円環が成立するのである。ここにトランスフォーメティブ型調停が、利害調整よりもエンパワメントと承認の実現のほうが重要であると主張する理論的根拠が存在すると思われる⁽²³⁾。加えてこの円環は、米国式現代調停では何故当事者二人が同席して実施されなければならないのか、という疑問についても答えている。相互承認とは、当事者が対座して話し合うことよってのみ実現できることなのである。

トランスフォーメティブ型調停とは、以上のような紛争解決の円環をらせん状にたどる形で展開されると考えられるのだが、⁽²⁴⁾そのような話し合いは、自己制御や自己反省とともに、たとえそれが承認のためであっても、自分には他者に譲り渡すことができないものがあるという真実を主体に気づかせる。それを相手に受け入れてもらうために、主体は再度相手に働きかけ、自己主張をすることになるのだが、そうすることによって、主体は自由と独立の必要性について学び、同時に、相手の自由と独立を求める要求を理解し、尊重できるようにもなる。そうして主体は、社会性を育み、自立した人間として成長していくのだが、まさにそれは、トランスフォーメティブ理論が目指す個人的世界観から関係的世界観への変容を示唆してはいないだろうか。高田はヘーゲルを代弁している、「個人は他人と一体であり、他人の自立性を否定するものではなく、あくまでも自立的な他人のなかに自分を自立的なものとして見出すことができるのである。⁽²⁵⁾」トランスフォーメティブ理論が、調停の目的は紛争の解決だけではないと主張するとき、⁽²⁶⁾その背後には、このよ

うなヘーゲルの承認論が見え隠れするのである。

ヘーゲルの承認論は、自立した個人が周囲の人々と協働して築き上げる人倫的關係性を土台に構築されているのだが、この点に関し、ホネットは、ヘーゲルが近代社会の基盤を王侯貴族ではなく自由で平等な市民層に置くことを着想し、それを可能にするような思想の理論的枠組みを示そうとしたと説明する⁽²⁷⁾。ヘーゲルが生きた時代に支配的だった社会理論はホッブスの自然主義的社会契約論である。ホネットによると、ヘーゲルはその理論の枠組みを踏襲しつつ承認論を展開した⁽²⁸⁾。自然主義的社会契約論は、同程度の才能を持ち本質的には平等である人間は、平等ゆえに自己保存のための「万人の万人に対する闘争」に陥ると説く。そこで人々は、主権者たる国王を選定して統治を任せ、社会秩序の実現を願い、その代償として服従を誓う。だが、彼らが得た平穏と安心は、お互いが他者を攻撃しないという消極的自由に裏打ちされた平穏と安心であり、表面的秩序は保たれても個々の市民から不安感や猜疑心や利己心を除去することはできなかった。ヘーゲルはこの点を問題視したとホネットはいう。ホッブスが描いた社会契約では市民に連帯をもたらすことはできず、連帯していない人々は、社会契約が成立しても、相変わらず孤立した原子的存在のまま国王の支配に下る。そのような集団がもろく、貶められやすく、搾取されやすいことはここでわざわざ述べる必要もないことだが、何らかの理由で君主が統治不能に陥ったならば、即刻「万人の万人に対する闘争」が再現することは必定なのである。だが、もし自立した市民が自由意思によってお互いに承認し合い、人倫的な主体間関係を築いていたらどうだろうか。それが平等で、友愛に満ち、互いの自立を認め合うものであればあるほど、その関係性は強固になり、人々の連帯は強まる。そこにはおのずから秩序が生まれ、そして保たれ、人々は、国王の気まぐれや政変に影響されることなく安心して暮らすことができるのである⁽²⁹⁾。主体は他者の眼を通じてのみ自己アイデンティティを確立することができるという間主観論は、翻れば、人は他者との関係の中でのみ生きることができ、孤立した個人には己を人間と認めることさえできないと

いう真実を含んでいる。この点からも、問題の恒久的解決とは自立した当事者の関係性を機軸に形成されなければならないと主張するトランスフォーマティブの意見は、大いに納得できるのである。

以上がヘーゲルの承認論を参考に論じられた、トランスフォーマティブ型調停における承認概念の考察である。この考察によつて承認が当事者間の関係性改善に役立つことが確認されたといえるが、この点についてさらにもう一言述べておく必要がある。その一言とは、現実の調停において承認がもたらす関係性の改善とは悪感情の解消といった程度であり、多くの場合、良好な関係性の実現ではないという、いわば調停の限界とも呼べる事実である。調停に付される事件のなかには、当事者は十年も十五年も争い続けているというものもある。その間、彼らは口には出せないような体験や思いをしているはずであり、そのような感情がたった数時間の調停で消え去り、相手に好意を抱くようになるということはまずあり得ない。悪感情の解消と好意を抱くことは同じではなく、従つて、承認が成立したからといって安易な期待を抱くべきではない。とはいえ、それが、関係改善に繋がる確かな一歩であることも忘れられるべきではない。前述したようにブッシュは承認を定義して、「苦い対立状態の最中に、自閉的孤立を回避し、人間として通じ合えるものがあるという事実を再発見する」ことと言っている。この定義には、ブッシュが承認に寄せる期待と承認が内包する限界の認識が込められているように思われる。

五 分配から承認、そして再度統合へ

承認を基盤に人倫的社会を築くというヘーゲルの壮大な構想は、しかし、ヘーゲル以後次第に社会の地平から消え去って行く。ホネットはその理由として、ひとつにはヘーゲル自身がその構想を放置したこと、⁽³⁰⁾ 加えて、マルクスを初

めとするヘーゲル以後の社会哲学者たちが承認論において道徳性が果たす役割を十分理解しなかったという二点をあげている⁽³¹⁾。加えて、一九世後半から二〇世紀前半にかけて世界を襲った独立闘争、階級闘争、民族闘争という大抵抗運動の波は、ヘーゲルが意図したような形で紛争を考える精神的ゆとりを人々に与えなかった、という社会的事情もあったのではないかと思う。これらの闘争に共通する特徴は、当事者間の経済的パワー格差がほぼゼロ対百であることで、そのため抵抗は「持てる者と持たざる者との富の再分配をかけた死闘」ときわめて乱暴に解釈され、そのような行動に打って出ることこそ正義にかなった行為であるとみなされた⁽³²⁾。富の公正な分配が過大視され、闘争の政治的・社会的・文化的側面までが経済という一元的視点から論じられ、抵抗の手段としてこれも手軽に暴力行為が容認されていった。もちろん、非暴力の声がなかったわけではない。確かに、ガンジーやキング牧師の訴えは大きな反響を呼んだ。しかし、彼らの非暴力は戦術としての非暴力であり、ヘーゲルが提唱した道徳的秩序とは異質のものであると言わざるを得ない。

米国で承認という言葉が再度聴かれるようになるのは、すでに九〇年代に入ってからである。それは、「彼女が幹部になれないのは、その企業が女性を一人前の社員として承認していないからだ」というように、「差別」の反対語として使われることが多かった。承認という言葉は同じなのだが、その響きはどことなく一面的な印象を聞く人に与える。とはいえ、そのような言葉使いは、人々の紛争意識が分配から承認へシフトしたこと、かつて、承認から分配へゆれた振りが再度承認に向かって揺り返したことの証であると解釈することはできる。同様の揺り返しは、同じ頃話題になった多文化主義にも見て取れる。多文化主義とは、マイノリティ集団が、支配的上位文化に迎合することを拒み、自民族独自の伝統と習慣にそのアイデンティティの源を求めた運動を指すが、そのこと自体、彼らが自分たちの置かれている状況を分配という経済的側面からではなく、承認という文化的側面から捉え直すように示している。けれども、上位文化への迎合を拒む姿勢は、それが行き過ぎると自文化への埋没と他文化への無関心を招くという嫌い

がある。杉田敦は、多文化主義には自閉的・非対称性が孕まれていると指摘するが、彼の意見に従えば、多文化主義の承認もまたヘーゲルの双方向的な承認概念とは似て非なるもの、むしろドイツが描き出した自閉的敵意に近いようにも思われてくる。この点、トランスフォーマティブは、多文化主義にやや遅れて紹介された調停理論だが、ヘーゲルの承認論をより忠実に踏襲しているように思われる。しかしながら、トランスフォーマティブ型調停は、当事者間の関係性を重要視するあまり、エンパワメントと承認に注意を払い過ぎる傾向があり、肝心の問題解決に対する手立てが疎かになっているという実践的弱みを有している。

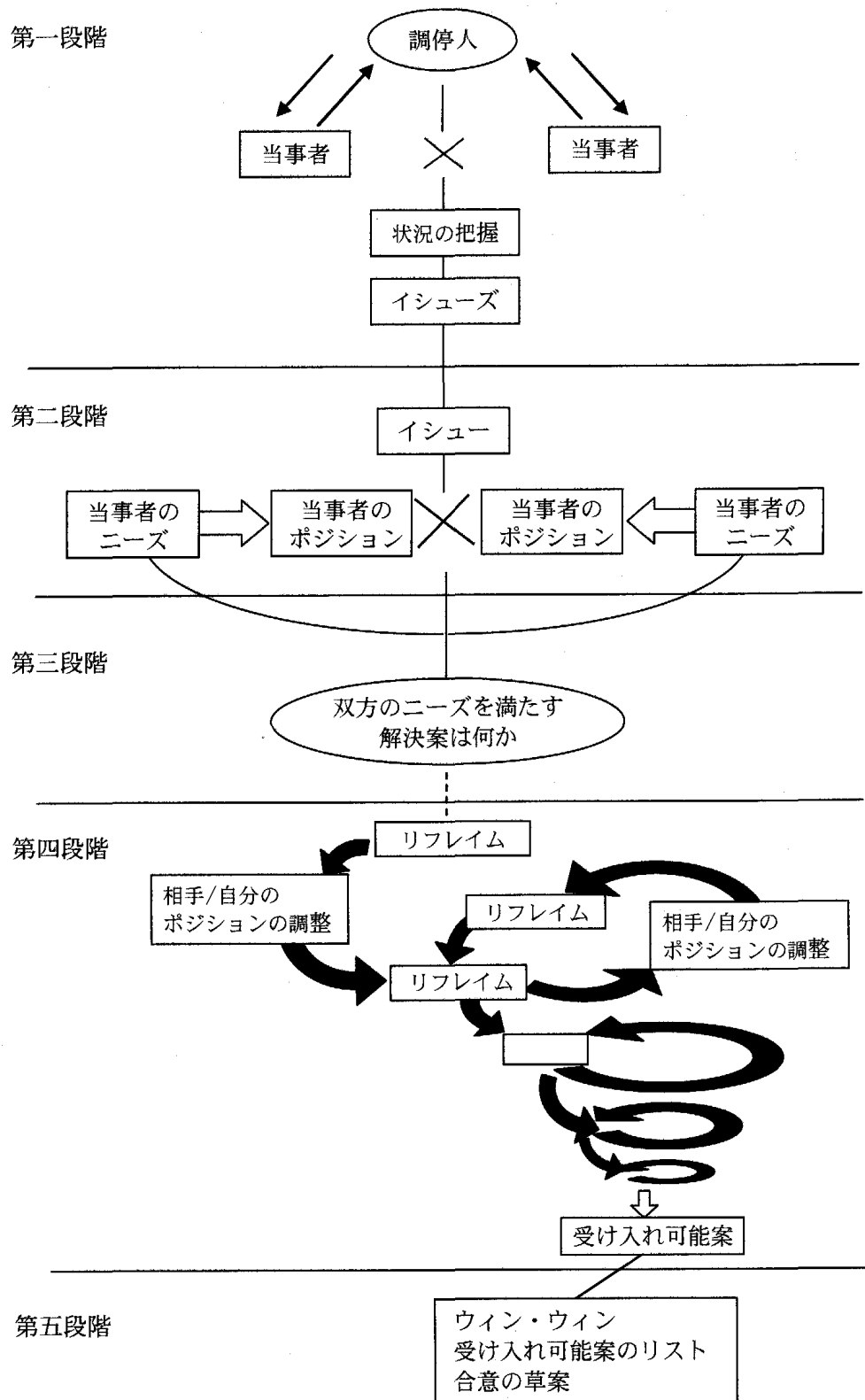
繰り返しになるが、紛争が重層構造をなす以上、再分配と承認のうち一方が達成されただけでは問題は解決しないのである。例えば、職場で昇進できず、職務内容と能力に見合った地位と給料を得ていないと悩む女性がいたとして、彼女が満足するためには、就業規則を女性でも昇進できるように改正するだけでなく、「女は戦力にならない」「家事に専念すればいい」といったステレオタイプの意見を吐く男女の意識改革も平行して実行されなければならないのである。従って、議論されるべきは、交換か関係性かではなく、その二つをどう統合するべきか、という点についてなのである。そこで問題になるのがその形態である。具体的には、(1)交換理論と関係理論の折衷、(2)交換理論に関係理論を取り込む、反対に、(3)関係理論に交換理論を取り込むという三タイプが考えられる。このうち、(1)は話し合いを混乱させる危険があり適当とはいえない。残った(2)と(3)のうち、ヘーゲルの承認論を基準に判断すると(3)が最良とも思えるのだが、私自身は以下に述べる実用主義的観点から(2)を推薦したい。

第(2)タイプは、交換理論の枠組みの中に関係理論を取り込むという方法である。交換理論に基づく話し合いとは、いうまでもなくウイン・ウイン・リゾリューションを形成するための話し合いを指す。調停において、当事者を話し合いの

プロセスに乗せることができるかどうかは、その進行上、非常に重要な意味を持つが、ウイン・ウイン・リゾリューションとはそれができる方法であり、その結果、実質的な問題の解決、つまり分配の再調整を効率よく達成することができるという利点を備えている。第(2)タイプは、そのようなウイン・ウイン・リゾリューションの利点を生かしながら、関係性の改善というトランスフォーメティブ型調停の視点を加味することを狙ったものである。具体的には、ウイン・ウイン・リゾリューションの枠組みを調停プロセスの骨子として利用しつつ、実際の話し合いはトランスフォーメティブ的視点から行われるというものになる。

そこでウイン・ウイン・リゾリューションを形成するプロセスだが、図四は筆者が日常使っている調停過程を段階別
に示したものである。これは、調停人が当事者の言い分を聞き、それを幾つかの 이슈に細分化する第一段階、複数の
の 이슈からひとつを選択し、その 이슈について当事者各自のポジションとニーズを判別する第二段階、ポジ
ションではなくニーズを統合する第三段階、ブレーン・ストーミングを実施してその 이슈に対する解決策を得ると
いう第四段階、そして当事者同士が解決策を確認しあう第五段階という五段階に分かれている。第二から第四段階を通
じて一つの 이슈が話し合われ、それに対する解決策が提案され、選択される。すると調停人は、その次に話し合う
イシューを選ぶ。そして、その 이슈について再度、第二段階から第四段階までをたどる形で話し合いが行われる。
このようにしてすべての 이슈を順次話し終えたとき、そこには自然に合意の原案が出来上がっていることになる。
このプロセスの特徴は、混沌とした争いを幾つかの 이슈に細分化し、それによって紛争全体を扱い易くすること
であるが、その鍵は第二段階にある。この第二段階、イシューを選択し、当事者の意識をポジションからニーズに移す、
によって調停人は話し合いの方向性を当事者に示し、話し合いを動かしていくことができるのである。これは、調停人
にとって非常に使い勝手がよく、しかも当事者にとってもわかり易いプロセスである。当事者は、話し合いながらイ

図4 調停のプロセス (図)



シユーがひとつひとつ片付いていくことを実感でき、そのような実感は当事者を励まし、やる気を出させ、より難しいイシューと向き合う心構えを養うのである。

だが、第(2)タイプには反対意見もあるに違いない。まず考えられるのは、調停人がイシューや話し合いの順序を決めることは、当事者が自己解決する機会をそれだけ損なうことに等しいという、トランスフォーメティブの調停人からの反対意見である。次に、ひとつの調停において全く異質なスキルを使い分けるということは技術的のみならず心理的に無理である、といった技法的見地からの反対である。それではまず前者の反対意見だが、米国で調停が開発された理由のひとつに、裁判所の効率至上主義的な姿勢に抵抗するという意識があつたことを考えると、そのような反論を軽視することは到底できないことである。とはいっても、当事者とはすでに対立関係にある人たちであり、彼らにイシューを選択させるということは、いたずらに彼らの対立感情を刺激することになりかねない。その結果、話し合いを開始直後に暗礁に乗せてしまうという危険がある。それではいかにも効率が悪く、しかも、当事者のやる気を損なうことにもなる。この点を考慮すると、話し合いのはじめにイシューとその順序を調停人が決め、それによつて話し合いの方向性を定めることは致し方ないことと筆者自身には思えてくる。イシューを選択した後、調停人は当事者の感情に配慮する、話し合いの途中でも必要ならそのイシューを後回しにする、新しいイシューを加えるなど、柔軟に対応する姿勢を保つことで、効率を自己解決に先んじさせるというマイナス面はカバーできるだろう。いうまでもないことだが、このような話し合いの全工程において、ドイツの「協調と競争の理論」と言い換えの技法は参考にされるものである。

次に技法的視点からの反論だが、それに対する返答は、このプロセスのなかで感情的「しこりの除去」はどのように実現されるのかについて語ることで説明される。その方策は二つあり、ひとつは、調停開始時から調停人は、当事者の心理状態に細心の注意を払い、目つき、声の抑揚などに敏感になっておくことである。特に、第一段階の状況の把握に

において意識的にそれを行うことが望ましく、もしその時何らかの対応が必要と感じられたなら、ためらわず、調停のプロセスから一端離れ、当事者の不安や不満と向き合う心づもりをしておくことが大切である。当然、この段階では所要時間が長くなるのだが、ここで焦らないことが肝心である。二つ目は、第四段階のブレーン・ストーミングにおいて、状況の把握と同じ意識で話し合いを実行することである。例えば、何故そのイシューを話し合う気にならないのか、何故その解決は受け入れられないのか、何故相手を信じられないのか、といったオープンエンデッドの質問を繰り返し、当事者の本音をじっくり聞き出すようにする。

予想される反論はもうひとつある。それは、ヘーゲルがその承認論の中で交換を人倫的要素の最も少ないタイプの承認として扱っているという事実から、交換を基本にする解決方法そのものが望ましくないという理論面からの反論である。ヘーゲルの承認論は(i)家族間に生じる愛情を媒介にした自然的承認、(ii)権利と義務に基づく相対的承認、そして(iii)尊敬と連帯を基本にする民族・国家的承認の三部から構成されている。⁽³⁴⁾ そのなかで交換は、(ii)の権利と義務を規定する法的承認に含まれており、法的承認とは法規によって規制された枠組みの中で私的な利害の追及を許す概念であり、それはまた、交換によってもたらされた所有権を認めるための承認でもある。⁽³⁵⁾ さらに、所有権を認めるということは所有される富の格差も認めることであり、交換とは本質的には人々の利己心を肯定し、人々を差別化するものといえる。この限りでは、ヘーゲルの理論にはあたかも矛盾があるように見えるが、ヘーゲルの真意は、法的承認を、最終段階の、従って最も重要な承認形態へ進むための前提条件として位置づける点にあると解される。我々の時代の福祉行政が、国民一人ひとり平等にそれを受ける権利を認めているものの、その実践においては必要の程度によって国民を差別化するように、承認の(iii)段階において、抜きん出た徳、才能、人間性を備えた個人が社会全体からそのように承認され、それにふさわしい役割を与えられるためには、つまり肯定的に差別されるためには、その前提として社会の成員全員が同等

の権利と義務を持っていることが徹底されていなければならないとヘーゲルは意図しているのである。

このように述べると、今度は、承認を紛争解決の要と掲げるトランスフォーマティブ型調停とは、承認論の(Ⅲ)段階が象徴するような理想社会の構築を紛争解決の究極的目的と見なしているのか、という疑問が浮かんで来るかもしれない。実際トランスフォーマティブ型調停人が調停とは道徳的行為であると主張するとき、⁽³⁶⁾確かにそのような目的意識が感じられる。問題解決型の調停人がトランスフォーマティブ型調停に対して抱く違和感はこのあたりに根拠があると推察されるのだが、筆者自身はこの考え方に賛意を表したい。ヘーゲルの承認論が主体間関係とは道徳性を基盤に形成されるものであると言い切っている以上、それは当然であるとも考える。調停とは当事者が承認を通じて新たな関係性を構築することを最終目的とする話し合いであり、よって道徳行為でなければならぬという考え方は、トランスフォーマティブ型調停だけに関わるものではなく、調停全体が目指していくべき目標でもあるといえるのである。この点、「承認と再配分を結合させることによって初めて私たちの時代の要求に応えられる（正義の）枠組みに到達することができる⁽³⁷⁾」というナンシー・フレイザーの言葉はなんとも力強く響いてくる。フレイザーの主張は、さらに、「二〇世紀が世界に与えることのできる真理のひとつは、関係からの自由ではなく、関係を通じて、また組織された関係を通じての自由である⁽³⁸⁾」というメアリー・パーカー・フォレットの言葉を彷彿させる。二一世紀の社会は、分配の調整だけでも、関係の改善だけでもない、紛争の重層性に配慮した包括的な解決が求められているのである。国際紛争の解決策として独創的な「トラック・ツー・ディプロマシー（Track Two Diplomacy）」を提唱したレダックはいみじくも言っている。「現代紛争を解決するためには、イシューや実質的利益の交渉という枠組みを突き抜けた創造的アイデアの開発と実践が求められている⁽³⁹⁾」と。

六 終わりに

本論では、交換理論と関係理論の併用形態を念頭に、紛争解決に関連する四理論、特に承認論に焦点を当てて語ってきた。これによって紛争解決のための話し合いとは、公正な分配を実現するための交換、そして関係性を改善するための承認という二概念を基準に実行されるべきであることが明らかになった。なかでも承認は、将来、調停の目的を具現する概念になるとも考えられ、今後、その定義と実用について活発な議論が展開されていくことが予想される。本論では、主に関係性の改善という肯定的側面から検討が行われたが、これからの議論には否定的側面、つまり非承認も含まれることが大切であろう。そのとき、ドイツの協調と競争の理論が考察の起点となることはいうまでもない。

最後に、交換理論と関係理論の併用形態に関する議論の重要性は紛争研究の分野だけに限らないこと、それは、修復的司法に関する議論においても無視できない位置を占めていることを述べておきたい。修復的司法において中核的役割を果たすのは、いうまでもなく、中立な第三者を間に行う当事者同士の直接対話である。ということは、修復的司法を現実化するための議論とは、関係理論に立脚した調停やサークルの⁽⁴⁰⁾ような方法を、どのような形で交換理論に則った刑事司法制度のなかに組み入れていくのかを探る議論になるといえ、この点から、二理論の併用形態に関する議論は、紛争という射程を超えて展開されていくことが期待されるのである。

(1) 紛争研究の分野において承認を真つ向から論じている論文は、私が知る限り、皆無に近い状態である。わずかにブッシュとフォルジャーによるプロミス・オブ・ミディエーション（初版と改訂新版）それとデラノーチェの小論文が存在するだけである。ブッシュやフォルジャーも著書のなかで直接承認について語っておらず、その理由は、承認がすでに異なる分野で多くの著名な

人々によって語り尽くされたと考えているか、あるいは、紛争における承認と哲学上の承認論とは微妙な違いがあることを意識しているからではないかと推量できる。しかし、紛争との関連においても承認がきちんと定義されていることは、紛争解決において承認が果たす役割の重要性から考えても意味のあることと思われる。デラノーチェの承認に関する記述は、非常にシンプルである。承認の解説を同情（empathy）の概念を使って開始し、同情を感情を土台とするもの（affective empathy）と理性を土台とするもの（cognitive empathy）に分け、承認は理性を土台とする同情（cognitive empathy）に近いと言っている。しかし、cognitive という言葉は高田によると「認識」に関連する言葉であり、この点から、デラノーチェの定義はヘーゲルの承認論の系譜に連なるものではないと推察され、ヘーゲルの承認論に着目している本論文では参考として取り上げないことにした。

Robert A. Baruck Bush & Joseph P. Folger, *The Promise of Mediation*, Jossey-Bass Inc. Publishers, California, 1994.

Robert A. Baruch Bush & Joseph P. Folger, *The Promise of Mediation*, New and Revised Ed. Jossey-Bass Inc. Publishers, California, 2005.

Dorothy J. Della Noce, Recognition in Theory, Practice and Training, *Designing Mediation*, Joseph P. Folger & Robert A. Baruch Bush co-ed., Institute for the Study of Conflict Transformation, N.Y. 2001, Pgs. 96-111.

(2) レビン小林久子「愛から愛へ」、レビン小林久子訳編『紛争管理論』、日本加除出版株式会社、二〇〇三年、二五四―二五八頁。

(3) 太田勝造「財を巡る紛争の手続的解決」、小島武司編『ADRの実際と理論II』、中央大学出版部、二〇〇五年、四〇―六七頁。

(4) ナンシー・フレイザー（仲正昌樹監訳）「再配分から承認へ?」、ナンシー・フレイザー編『中断された正義』、御茶ノ水書房、二〇〇三年、一九―六二頁。

(5) メアリー・パーカー・フォレット（米田清貴、三戸公訳）「建設的対立」、『組織的行動の原理』、未来社、一九七二年、四一頁。

(6) フォレット、四二頁。

(7) フォレット、四三頁。

(8) フォレット、四五頁。

(9) ここで述べられている協調と競争の理論の概略と掲載されている図は、ドイツ論文を基に筆者がまとめたものである。参考文献としては、モートン・ドイッチ「協調と競争」、レビン小林久子訳編『紛争管理論』、日本加除出版株式会社、二〇〇三年、二―四頁、とモートン・ドイッチ（杉田千鶴子訳）、『紛争解決の心理学』、ミネルヴァ書房、一九九八年、さらに英文のM.A. West, D. Tjosvold, and K. G. Smith co-ed., *Cooperation and Conflict: A Personal Perspective on the History of the Social Psychological Study of Conflict Resolution*, International Handbook of Teamwork and Cooperative Working, John Wiley

& Sons, Ltd., 2003, (forthcoming) あるいは Bunker, Barbara Benedict Rubin, Jeffrey Z. and Associates, *Conflict, Cooperation, and Justice: Essays Inspired by the Work of Morton Deutsch*. Jossey-Bass Inc., 1995, があげられる。

(10) モートン・ドイッチ「協調と競争」一〇頁。

(11) フォレット、四九頁。フォレットが意味しているのは「対立」という状態の永久的消滅ではないことを述べておきたい。統合はある特定の対立を解決することはできる、しかし、その対立が解決されれば、新たな対立がより高い水準で生まれてくると彼女は言っている。

(12) 変容に関し、ブッシュとフォルジャーは、『プロミス・オブ・ミディエーション』初刊では、個人の世界観という視点から説明している。しかしながら、二〇〇五年発行された同書の改訂新版では、「紛争の変容」 conflict transformation、と言う言葉が使われている。筆者は、紛争自体が変容するためには、その前提として当事者意識の変容が達成されなければならないと考える。さらに、改訂新版の第四章と第五章における調停の描写と解説ではブッシュとフォルジャーの視点は当事者の変容に置かれていると考えられる。このような理由から、本論文では変容とは当事者の変容を指すというこれまでの理解を維持し、その観点から承認を論じている。

Robert A. Baruck Bush & Joseph P. Folger, *ibid*, pg.229.

(13) Robert A. Baruch Bush, "Efficiency and Protection, or Empowerment and Recognition ? : The Mediator's Role and Ethical Standards in Mediation," *Florida Law Review*, Vol. 41, Spring 1989 No.2, pg.267

原文は「They discover that they need not be wholly dependent on outside institutions, legal or otherwise, to solve their problems.」である。

(14) Bush, *ibid* pg.270

原文は「But even when it does not, evoking recognition is itself an accomplishment of enormous value: the value of escaping our alienated isolation and rediscovering our common humanity, even in the midst of bitter division」である。

(15) このタイトルはヘーゲル自身の言葉から取られた。寄川条路『ヘーゲル「精神現象学」を読む』世界思想社、二〇〇四年、七一頁。第四章、第二節、二のサブタイトルに「承認をめぐる闘い」とある。

(16) 高田純『承認と自由、ヘーゲル実践哲学の再構成』未来社、一九九四年。

(17) ここで「私の個人的感覚で」と但し書きをした理由は、トランスフォーメティブの承認について直接的かつ適確な言葉で解説する文献が皆無という現状を考慮し、本論文での記述が筆者の個人的経験と志向にのみ従って行われ、そのため過度の単純化や誤解が見られることを先にお詫びし了承をお願いするためである。

(18) アクセル・ホネット（山本啓／直江清隆訳）『承認をめぐる闘争』、法政大学出版局、二〇〇三年、二二頁。

そこには「社会の人倫的な関係とは、互いに補いあう合意、互いに対立しあう主体の必然的な共同性が承認の運動をとおして保証される実践的な間主観性の形態を意味する」と書かれている。

(19) 高田、一四頁。

高田は認識と承認を英語 (cognition と recognition) と独語 (erkennen と anerkennen) でも表記し、二つの違いをより明確にしている。

(20) ホネット、九〇頁。

(21) ホネット、九二頁。

(22) ホネット、一八五頁。

(23) Bush, *ibid.*, pg.282.

(24) 調停におけるエンパワメントと承認の発生状況についてブッシュとフォルジャーは明確に言及していない。しかし、改訂新版『プロミス・オブ・ミディエーション』のなかで、二人は、これら二つが大きな調停枠組みの中で並行して発生すると考えているような記述をしている。Bush, *ibid.*, pg.57 の図を参照のこと。

(25) 高田、一八頁。

(26) Bush, *ibid.*, pgs.262 and 282.

(27) ホネット、一〇—一二頁。

『承認を巡る闘争』第一章には承認論の歴史的想起が語られているので参照していただきたい。

(28) ホネット、九〇頁。

(29) 高田、一六頁。

高田は、積極的自由と消極的自由の視点からヘーゲルが意図する主体間の関係性について論じている。

(30) ホネット、九〇頁。

(31) ホネット、一九二—二二二頁。

(32) フランツ・ファノン（鈴木道彦・浦野衣子訳）、『地に呪われた者』、みすず書房、一九九六年。

(33) 杉田敦『権力』、岩波書店、二〇〇三年、九四—九五頁。

(34) 承認論が三段階に分かれることは周知であるが、その解釈をどのような言葉で表現することが適切かについてはさまざまな表現が存在する。ここでは文脈との関係を考えて私なりに適当と思われるような言葉使用をした。

- (35) ホネット、六九―七〇頁。
- (36) Robert A. Baruck Bush & Joseph P. Folger, *ibid.*, pgs.3 and 24.
- (37) フレイザー、二〇頁。
- (38) フォレット、四二二頁。
- (39) Lederach, John Paul. *Building Peace*, United States Institute of Peace, 1997, USA, pgs.25 and 26.
 原文は「Contemporary conflict thus demands innovation, the development of ideas and practices that go beyond the negotiation of substantive interests and issues: (p25.) ..that relationship is the basis of both the conflict and its long-term solution: (p26.)」である。レダラックは、民族間紛争の解決とは、従来からの武力や政治力を背景にした交渉（トラック1）に加えて、市民間交流や対話といった他民族や他国民との草の根的関係性の構築と社会的インフラ整備の必要性（トラック2）を始めて唱えた人として知られている。
- (40) 多人数意志決定方法、カンファレンスとも呼ばれる。